

IV. 遺言内容の解釈 (困った遺言)

【事例1】

「.....(本文)

甲野太郎 印
平成二十年一月十日書」

【事例2】

- 「・開封済みの封筒に文書を封入
- ・封筒裏面に「遺言書」の記載
- ・封筒裏面に甲野太郎の書名・押印、封じ目に「封」の文字
- ・文書は約25cm×18cmに切られたカレンダーの裏面
- ・文書に署名・押印ない」

【事例3】

「H18. 7. 15 (土) No.3
私甲野太郎 (昭和八年八月▲生れ) はすべての財産を乙山竹子に委任します。
平成一八年七月一五日 (土) 午後八時三〇分丁原病院3F入院室ベッド上で
念のため書き残す。
甲野太郎<片仮名を崩したサイン> <略号>」

【事例4】

「委任状
私 甲野太郎は下記のことを代理人と定め一切の権限を委任します。
遺産についても同様すべて相続する。
秋山町哉
6月27日
鎌倉市▲▲×一×一×
甲野太郎 印」

<表彰：ロータリー財団委員会：中原光男副委員長>

齋藤國春会員に、公益財団法人ロータリー日本財団よりポールハリスフェローの表彰と表彰品の贈呈があります。おめでとうございます。これからもよろしくお願い致します。



国際ロータリー第2790地区第12分区

松戸北ロータリークラブ



四つのテスト

言行はこれに照らしてから

- 1・真実かどうか
- 2・みんなに公平か
- 3・好意と友情を深めるか
- 4・みんなのためになるかどうか

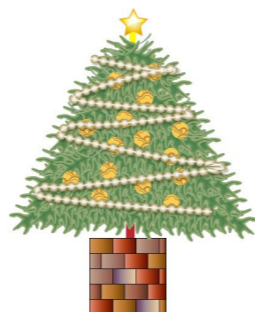
第2040回 例会 2014年12月16日(火)

- 国際ロータリー会長 ゲイリーC.K.ホアン
- 例会日 - 毎週火曜日12:30より (第1例会18:30)
- 第2790地区ガバナー 宇佐見 透
- 例会場 - 松戸市八ヶ崎1-10-6 びわ亭
- 第12分区ガバナー補佐 高崎 信昭
- 事務所 - 松戸市八ヶ崎1-11-13 サンライズハイム101
- 松戸北ロータリークラブ会長 崎谷 延好
- TEL/FAX- 047-711-5950 / 047-711-5910
- 松戸北ロータリークラブ幹事 大川 隆永
- Web/Mail- www.rc2790-12.jp / kanji@rc2790-12.jp

WEEKLY REPORT

<第2040回：例会プログラム>

12:30	点鐘	崎谷延好会長
	ロータリーソング斉唱 【♪我等の生業】	
12:33	お客様紹介	小澤盛明会長エレクト
12:35	会食	
13:00	例会再開	
	会長挨拶・報告	崎谷延好会長
	幹事報告	大川隆永幹事
13:10	新入会員卓話	菊地克利会員
13:25	委員会報告	
	◆社会奉仕委員会	社会奉仕基金発表 平田洋一委員長
	◆ニコニコ委員会	本日のニコニコ発表 三村藤明委員長
13:30	点鐘	崎谷延好会長



<会長挨拶：崎谷延好会長>

皆さんこんにちは。
お陰様で26日の家族移動例会をもって半期を何とか終える事が出来そうです。
これもひとえに会員各位の協力の賜物とこの場をお借りして感謝申し上げます。
スタート当時、私は4つの目標を掲げ活動して参りました。

1. 財団の援助金を申請し、支援を頂く。
2. セミナー等積極な参加をする。
3. 芋掘り継続活動の実行。
4. 3. 11の支援先の決定。

1の財団援助金は年度前の申請でしたが、継続活動の芋掘りに¥185,000-を頂く事が出来ました。

2の項目についてですが、何とか達成できました。

3の芋掘りですが、当日の天候が不安定だったため決行するかどうか判断に大変苦慮しましたが、幸いな事に雨雲が切れ事故もなく無事終了する事が出来ました。会員全員の思いが天に届いたような気がいたしました。

4の件につきましては10月30日、31日と猪苗代、石巻、陸前高田、大船渡と視察し、貴重な収穫を得る事が出来ました。最終決定はしておりませんが年明け早々、支援先の決定ができると確信しております。

この半期、手探りの状態で活動して参りましたが皆様のご協力、ご指導には重ねて感謝申し上げます。後半期も変わらぬご支援、宜しくお願い申し上げます。



WEEKLY REPORT

<新入会員卓話：菊地克利会員>

遺言について



I. 遺言のできる事

- ① 認知
- ② 未成年後見人（未成年後見監督人）の指定
- ③ 推定相続人の排除、排除の取消
- ④ 相続分の指定および委託
- ⑤ 共同相続人の担保責任の減免・加重
- ⑥ 遺贈
- ⑦ 遺贈の減殺の順序・割合の定め
- ⑧ 遺言執行者の指定およびその委託・遺言執行者の復任件・遺言執行者の報酬
- ⑨ 祖先の祭祀主宰者の指定
- ⑩ 財団法人設立の為の寄附行為
- ⑪ 信託の設定
- ⑫ 生命保険金の受取人の指定・変更
- ⑬ 遺言の撤回

II. 遺言の種類

1. 普通方式遺言
 - ① 自筆証書遺言
 - ② 公正証書遺言
 - ③ 秘密証書遺言
2. 特別方式遺言
 - ① 死亡危急時遺言
 - ② 伝染病隔離者の遺言
 - ③ 在船者の遺言
 - ④ 船舶遭難者の遺言

III. 自筆証書遺言について

要件（民法968条）※厳格な要件が求められる。

1. 全文
2. 日付
3. 氏名
4. 押印（認印で可、指印も可（最高裁判例））